（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五十五　（略） 五十六　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 五十七～八十三　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九　（略） 二十　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 二十一～二十六　（略）	（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五十五　（略） 五十六　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 五十七～八十三　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九　（略） 二十　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 二十一～二十六　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の生活保護法施行規則様式第二号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の生活保護法施行規則様式第二号によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第五十九号

日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第十九条第三項の規定に基づき、並びに競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）及び日本中央競馬会法を実施するため、競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十一日　　農林水産大臣　江藤　拓

競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令

（競馬法施行規則の一部改正）

第一条　競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（準用規定） **第四十五条**　（略） 2　（略）	（準用規定） **第四十五条**　（略） 2　（略）

3　第六条から第八条までの規定は、地方競馬に係る勝馬投票法の種類（法第二十二条において準用する法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。第五十一条第一項第二号及び第四号並びに第二項第一号並びに第五十四条の四第一項第一号及び第二号において同じ。）並びに勝馬の決定の方法及び勝馬投票法の実施の方法について準用する。この場合において、第六条中「法第七条」とあるのは「法第二十二条において準用する法第七条」と、第七条第六項中「付録第三から付録第五までのいずれか（農林水産大臣が指定する中央競馬の競馬場における競走については、付録第一）」とあるのは「付録第一から付録第五までのいずれか」と、同条第八項中「勝馬投票法の種類」とあるのは「勝馬投票法の種類（法第二十二条において準用する法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。）」と、第八条第一

3　第六条から第八条までの規定は、地方競馬に係る勝馬投票法の種類（法第二十二条において準用する法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。第五十一条第一項第二号及び第五号並びに第二項第一号並びに第五十四条の四第一項第一号及び第二号において同じ。）並びに勝馬の決定の方法及び勝馬投票法の実施の方法について準用する。この場合において、第六条中「法第七条」とあるのは「法第二十二条において準用する法第七条」と、第七条第六項中「付録第三から付録第五までのいずれか（農林水産大臣が指定する中央競馬の競馬場における競走については、付録第一）」とあるのは「付録第一から付録第五までのいずれか」と、同条第八項中「勝馬投票法の種類」とあるのは「勝馬投票法の種類（法第二十二条において準用する法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。）」と、第八条第一